

**柏市立柏病院建設基本・実施設計CM業務委託に関する
技術提案書の作成要領**

1 各様式への記載要領

(1) 業務実施体制及び実施方針（様式11）：A4判縦，横書き，片面1枚

ア 作成上の注意

本業務委託の業務実施体制及び実施方針について，以下の3項目を記述すること。

(ア) 業務実施体制（協力会社がある場合は明示すること）と実施方針

本業務に対する取組方針，管理技術者，主任技術者，その他の担当者含め，連絡窓口，打合せ資料作成，資料確認，会議への参加等，どの業務に概ね何人程度が従事（専任，兼任）するか記載すること。

(イ) プロジェクト関係者との業務分担，会議体や打合せの内容・頻度等

(ウ) 担当チームの特徴・強み（資格・制度・法律面など，特筆すべき項目を明示）

イ 評価の視点

本業務委託を実施するに当たって，有効な体制及び方針を提案しているか。

(2) 業務工程計画（様式12）：A3判横，横書き，片面1枚

ア 作成上の注意

本業務委託の実施スケジュールについて，以下に基づいて記述すること。

(ア) 業務実施スケジュール

想定する本業務委託の実施スケジュールを記述すること。その際，様式12（任意様式でも可）で想定する業務・作業内容の実施時期を明示すること。

(イ) 実施設計及び技術協力業務のスケジュール

想定する実施設計及び技術協力業務のスケジュールを前記(ア)に併記すること。

なお，各スケジュールは未確定であるため，以下を考慮した工程計画とすること。

イ 評価の視点

プロジェクト進行において，実施すべき業務工程が無理なく，かつ適切に設定されているか。

(3) 提案課題（様式13）：A4判縦，横書き，片面1枚

ア 作成上の注意

「2 技術提案課題説明」に記載の各課題について提案すること。

なお，提案課題1～3ごとに片面1ページ，提案課題4については片面2ページまで（合計4～5ページ）とし，様式13（任意様式でも可）に収めること。

イ 評価の視点

設計図書等の配付期間に配付する，現時点の本事業における状況に合致した課題を記述し，具体的かつ実現可能な取組がわかりやすく示されているか。

(4) 参考見積書（様式14）及び見積内訳書（任意様式）

「本プロポーザル募集要領8(2) 参考見積書・内訳書の作成について」を踏まえ，参考見積書（消費税相当額を含む金額）を作成し，押印の上，提出すること。

また，各業務に係る職種区分（技師Aなど）とその人工数を明示した見積内訳書を作成し，提出すること。

2 技術提案書課題説明

以下に掲げる課題1～4について，想定される課題とこれに対する具体的な取組（実施手順，方法，実績・事例，作成する資料例，留意点等）を記載すること。

なお，課題ごとの【視点等】は，技術提案に求める視点等を示したものであり，これ以外の視点による提案を妨げるものではない。

課題1 工程管理における課題とこれに対するCMRとしての具体的な取組

※CMR（コンストラクションマネージャー）

【視点等】

- ・新病院の早期整備を見据えた設計業務の確実な進捗管理
- ・進捗に応じた工程計画，配置技術者の適宜見直し
- ・設計の進捗に遅れが生じた場合の具体的な対応
- ・早期開院に向けた，ECI方式による本事業の設計段階における事業スケジュール管理の具体的な手法

課題2 コスト管理における課題とこれに対するCMRとしての具体的な取組

【視点等】

- ・基本設計完了時の概算工事費，施工予定者による提案工事費を見据えた確実なコスト管理
- ・実施設計中の概算工事費，積算内訳書，施工予定者から提示される工事費（見積書）が工事予算額を超過している場合の具体的な対応
- ・新病院の事業費抑制を見据えたコスト縮減
- ・コストの妥当性の確認・検証方法
- ・建築費が高騰している昨今の情勢の中で，ローコスト・高品質の病院建設に向けたコスト管理・品質管理の具体的な手法・考え方

課題3 ECI方式を踏まえた課題とこれに対するCMRとしての具体的な取組

【視点等】

- ・VECD提案の採否の検討支援等
- ・本市が発注する他の柏市立柏病院建設関連業務の受注者（設計者，施工予定者，医療コンサルタント，指定管理者）との協議・調整

課題4 自由提案

【視点等】

- ・本業務におけるCMRとしての具体的な取組
- ・持続可能な経営に資する改善策
- ・その他，課題1～3以外で，本プロジェクトの特性を踏まえ，事業を円滑に進めるための独自の提案

■技術提案書作成上の留意点

- ・文字サイズは10ポイント以上を基本とする（図表部分はこの限りでない）。
- ・提案は文章での表現を原則とし，事例等を踏まえ，具体的に記述すること。
- ・視覚的表現（イラスト・図・表，写真等）については，文章を補完するために必要な範囲において認める。
- ・提案者を特定できる内容の記述（社名等）を記載しないこと。